

様式第6号（第17条）

## 会 議 録

会議の名称		2026年 第1回 春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和8年1月26日（月）		開 会	午後3時00分
				閉 会	午後4時24分
開催場所		春日部市役所本庁舎2階 201～203会議室			
議長氏名		会長 市川 大倫			
出席者	農業委員	（ 出席人数：19人 ）			
		1	川鍋 浩之	10	岡田 實
		2	飯島 優子	11	新井 久義
		3	齋藤 昭雄	12	加藤 富夫
		4	山崎 勇喜	13	池上 茂
		5	中山 雅博	14	森本 恒平
		6	岡本 勉	15	森住 武雄
		7	石山 法男	16	萩原 勝
		8	石川 勝也	17	伊藤 弘子
		9	水口 健二	18	石塚 郁志
		（ 欠席人数：なし ）			
事務局	（ 出席人数：4人 ）				
	農業委員会事務局次長 溝口 通明		農地振興担当主幹 三浦 邦明		
	農地振興担当主査 西 真輝		農地振興担当 主任 金子 昌行		
議事参与	（ 出席人数：2人 ）				
	農業振興課長 浜村 三博		開発調整課主幹 村田 彰		
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1 農地法第3条（委員会）：公開 日程2 農地法第4条（知事）：公開 日程3 農地法第5条（知事）：公開 日程4 生産緑地法従事者証明：公開 日程5 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について			

	<p>：公開</p> <p>日程6 地域計画（変更案）に関する意見について：公開</p> <p>日程7 生産緑地地区の取得斡旋について：公開</p> <p>日程8 生産緑地地区の取得斡旋について：公開</p> <p>日程9 生産緑地地区の取得斡旋について：公開</p>	
一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：	
配布資料	次第、総会資料	
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
会議録署名の指定	議席番号	委員氏名
	5	中山 雅博
	6	岡本 勉
	7	石山 法男

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項																											
議長	<p>ただ今から2026年第1回総会を開会いたします。</p> <p>在任委員19名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。</p> <p>また、本日は議事参与者としまして、市長部局より環境経済部農業振興課、浜村三博課長、都市整備部開発調整課、村田彰主幹が出席しております。</p>																											
議長	<p>次に、運営委員会について伊藤委員長より報告がございます。</p>																											
委員長	<p>本日午後2時00分から運営委員会を開催いたしました。会議の内容ですが、議題として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について</li> <li>(2) 地域計画（変更案）に関する意見について</li> <li>(3) 生産緑地地区の取得斡旋について</li> <li>(4) 農業委員等の第4期の改選（令和8年12月）に向けたスケジュール（案）について</li> <li>(5) 農業委員会視察研修について</li> </ul> <p>の5項目のほか、その他として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 本日の情報交換会について</li> </ul> <p>の1項目についての協議と、その他、意見交換を行いました。</p>																											
議長	<p>ありがとうございました。</p>																											
議長	<p>本日の議題ですがお手元の議案書のうち、日程1 議案第1号、農地法第3条（委員会）議案書1頁、申請番号2番は、議案書発送後に取下げがありましたので、欠番となります。議案書から削除をお願いいたします。</p> <p>そのため、本日の議題は</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">日程1</td> <td style="width: 70%;">議案第1号「農地法第3条（委員会）」</td> <td style="width: 20%;">1議案8件</td> </tr> <tr> <td>日程2</td> <td>議案第2号「農地法第4条（知事）」</td> <td>1議案2件</td> </tr> <tr> <td>日程3</td> <td>議案第3号「農地法第5条（知事）」</td> <td>1議案8件</td> </tr> <tr> <td>日程4</td> <td>議案第4号「生産緑地法従事者証明」</td> <td>1議案1件</td> </tr> <tr> <td>日程5</td> <td>議案第5号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」</td> <td>1議案1件</td> </tr> <tr> <td>日程6</td> <td>議案第6号「地域計画（変更案）に関する意見について」</td> <td>1議案1件</td> </tr> <tr> <td>日程7</td> <td>議案第7号「生産緑地地区の取得斡旋について」</td> <td>1議案1件</td> </tr> <tr> <td>日程8</td> <td>議案第8号「生産緑地地区の取得斡旋について」</td> <td>1議案1件</td> </tr> <tr> <td>日程9</td> <td>議案第9号「生産緑地地区の取得斡旋について」</td> <td>1議案1件</td> </tr> </table> <p>合計9議案となります。</p>	日程1	議案第1号「農地法第3条（委員会）」	1議案8件	日程2	議案第2号「農地法第4条（知事）」	1議案2件	日程3	議案第3号「農地法第5条（知事）」	1議案8件	日程4	議案第4号「生産緑地法従事者証明」	1議案1件	日程5	議案第5号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」	1議案1件	日程6	議案第6号「地域計画（変更案）に関する意見について」	1議案1件	日程7	議案第7号「生産緑地地区の取得斡旋について」	1議案1件	日程8	議案第8号「生産緑地地区の取得斡旋について」	1議案1件	日程9	議案第9号「生産緑地地区の取得斡旋について」	1議案1件
日程1	議案第1号「農地法第3条（委員会）」	1議案8件																										
日程2	議案第2号「農地法第4条（知事）」	1議案2件																										
日程3	議案第3号「農地法第5条（知事）」	1議案8件																										
日程4	議案第4号「生産緑地法従事者証明」	1議案1件																										
日程5	議案第5号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」	1議案1件																										
日程6	議案第6号「地域計画（変更案）に関する意見について」	1議案1件																										
日程7	議案第7号「生産緑地地区の取得斡旋について」	1議案1件																										
日程8	議案第8号「生産緑地地区の取得斡旋について」	1議案1件																										
日程9	議案第9号「生産緑地地区の取得斡旋について」	1議案1件																										

議長	次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号5番中山雅博委員、6番岡本勉委員、7番石山法男委員を指名いたします。
議長	議事に入る前に申し上げます。会議規則第25条の規定に基づき、発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。次に事前審査の日程及び事前審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。
議長	それでは、議事にはいります。日程1、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。申請番号53番、1番及び3番から8番について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書1頁をご覧ください。議案第1号「農地法第3条（委員会）」について許可申請が8件ありましたので、審議を求めます。</p> <p>はじめに申請番号53番、贈与による所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は共有名義の申請地の持ち分を所有者間で変更するための所有権移転です。この案件は、2025年第12回総会からの継続審議案件で、譲受人保有農地の一部に砂利が敷かれ、隣接する駐車場の出入り口に使用されていた、と思われる場所があったことから、今後の改善の状況等について確認を行い、その結果を元に審議を再開するのが望ましいと、継続審議となった案件です。その後、事務局より譲受人に対し、改善について指導と確認を行ってきましたが、1月21日現在、問題は解消されておりません。なお、申請地は市街化区域ですが、申請者の希望により地目を変えずに所有権移転したいとのことから3条許可申請があったものです。案内図は1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここではネギ、小松菜を作付ける計画です。次に、農地法第3条調査書1頁をご覧ください。調査の結果、保有農地に不適切な利用をしている場所があることから、農地法第3条第2項第1号については「許可に該当しない」となります。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。なお、この案件については前回「継続審議」となっておりますが、農地法第3条許可申請における本市の「継続審議」についての考え方について、事前審査の際に委員から質問がありましたので、この場をお借りしてご説明いたします。農地法第3条による許可は、農地法第3条調査書にある同法第3条第2項の各号について「不許可に該当しない」、つまり問題無いことが条件となります。審議案件を継続審議とする場合は、当該議案について現時点では適正かつ適法な判断を行うための要件が不足している場合に限られているものと考え</p>

ております。例えば今回の案件のように、申請者の保有農地に不適切な利用がある場合は、本来「許可に該当しない」、つまり不許可、という判断になりますが、本市では、申請者が不適切部分を改善するの意思を示したが見られる場合には、不許可とするための適正かつ適法な判断を行うための要件が不足しているものと考え、即時にその状況を確認するため、すぐに不許可とはせず「継続審議」扱いとし、状況を調査の上、翌月の総会で再度ご審議いただいているところです。ただいまの説明を踏まえていただきまして、今後の申請案件についてご審議いただければと考えております。

次に、申請番号1番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここではジャガイモを作付ける計画です。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号3番、4番は譲受人が同一なので一括して説明します。

はじめに、申請番号3番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。次に、申請番号4番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。申請番号3番の案内図は7頁、詳細図は8頁、申請番号4番の案内図は9頁、詳細図は10頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここではそれぞれ黒豆を作付ける計画です。次に農地法第3条調査書、申請番号3番は4頁を、申請番号4番は5頁をご覧ください。調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことと、農地所有適格法人の要件を満たしていることを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号5番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は11頁、詳細図は12頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは麦を作付ける計画です。次に農地法第3条調査書6頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号6番と7番は申請地が同一のため、一括して説明いたします。はじめに、申請番号6番、贈与による所有権移転。詳細は議案書のとおり。次に、申請番号7番、贈与による所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は共有名義の申請地の持ち分を所有者間で変更するための所有権移転です。なお、申請地は市街化区域ですが、申請者の希望により地目を変えずに所有権移転したいとのことから、3条許可申請があったものです。案内図は13頁、詳細図は14頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書、申請番号6番は7頁を、申請番号7番は8頁をご覧ください。書類調査の結

果、それぞれ農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号8番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は15頁、詳細図は16頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書9頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長

おはかりいたします。はじめに継続審査委員及び推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。はじめに、申請番号53番について継続審査を担当する岡本勉委員より意見を求めます。

委員

議席番号6番岡本勉です。申請番号53番について継続審議の報告をします。この案件は2025年第12回総会からの継続審議案件で、譲受人保有農地の一部に砂利が敷かれ、不適切な状況であることから今後の改善状況等について確認を行い、その結果を元に審議を再開すべき、と継続審議となった案件です。事務局が代理人に対し、その後の状況について確認したところ「改善については申請人の親族間で協議が必要であるが、協議は弁護士を介して行っているため、今後の改善見込みの報告はもう少し待ってほしい」との回答だった、と事務局より報告を受けております。このように改善については時間がかかると思われますが、保有農地の状況には変化がないことから問題あり、と意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、申請番号1番について、担当地区の濱野國雄推進委員より意見を求めます。

推進委員

第1地区推進委員の濱野國雄です。申請番号1番について報告します。令和8年1月13日に石塚農業委員、齋藤農業委員及び私の3名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

議長	次に、申請番号3番、4番について担当地区の関根守推進委員より意見を求めます。
推進委員	第3地区推進委員の関根守です。申請番号3番、4番について一括して報告します。令和8年1月8日に萩原農業委員、池上農業委員、中井推進委員及び私の4名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また、第4地区にある保有農地についても問題無いことを担当地区の推進委員から事務局を経由して報告を受けています。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、申請番号5番について担当地区の大塚一男推進委員より意見を求めます。
推進委員	第2地区推進委員の大塚一男です。申請番号5番について報告します。令和8年1月9日に川鍋農業委員、加藤農業委員、小川推進委員及び私の4名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、申請番号6番、7番について担当地区の中村勝利推進委員より意見を求めます。
推進委員	第1地区推進委員の中村勝利です。申請番号6番、7番について一括して報告いたします。令和8年1月13日に山崎農業委員、飯島農業委員、朝倉推進委員及び私の4名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、申請番号8番について担当地区の上原剛雄推進委員より意見を求めます。
推進委員	第4地区推進委員の上原剛雄です。申請番号8番について報告いたします。令和8年1月7日に伊藤職務代理、岡本農業委員、石山農業委員、森住農業委員、横井推進委員、金子推進委員、齋藤推進委員及び私の8名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、申請地は問題無かったものの、保有農地の一部にコンクリートが敷かれ、自宅からの出入り口に使用さ

れていた、と思われる場所がありました。以上のことから、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できなかったため問題あり、と意見を述べ、報告といたします。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号8番 石川勝也委員より申請番号53番、1番及び3番から8番の事前審査の報告を求めます。

委員

議席番号8番石川勝也です。はじめに申請番号53番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。この案件は2025年第12回総会からの継続審議案件で、譲受人保有農地の一部に砂利が敷かれ、不適切な状況であることから今後の改善状況等について確認を行い、その結果を元に審議を再開すべき、と継続審議となった案件です。事前審査において、継続審議を担当する農業委員からの報告を受けたところ、代理人から「改善については申請人の親族間で協議が必要であるが、協議は弁護士を介して行っているため、今後の改善見込みの報告はもう少し待ってほしい」との回答だった、とのことでした。このように保有農地の状況には変化がありませんが、改善の意思を示していること、また改善に向けた親族間の協議にももう少し時間がかかることが予想されることから引き続き今後の改善状況等について確認を行い、その結果を元に審議を再開する必要があると考えております。以上のことから、事前審査委員4人の合議により継続審議、と決しました。

次に、申請番号1番及び3番から7番について一括して報告します。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により全て許可、と決しました。

次に、申請番号8番について報告します。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地は問題無かったものの、保有農地の一部にコンクリートが敷かれ、通路として使用されている場所があることから「問題あり」と報告がありました。その後、事務局が代理人に対し、改善を求めたところ「早急に改善する」と連絡がありました。事前審査における現地調査を実施したところ、申請地は農地として利用されていることが確認できたものの、地区担当推進委員から問題ありと報告があった場所はコンクリートを剥がし、農地に復している最中でした。事前審査後、代理人から事務局あてに「問題のあった農地は改善した」と連絡があったことから、1月22日に事務局職員が現地確認を行ったところ、コンクリートの一部が剥がされず残っており、不適切な状況であることを確認した、と事務局より報告を受けております。事務局が代理人に対し、これらの状況について確認したところ「改善については、総会までに農地に復することは難し

い」との回答だった、とのこと。そのため、今後の改善の状況等について確認を行い、その結果を元に、審議を再開するのが望ましいと考えております。以上のことから、事前審査委員4人の合議により継続審議、と決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手を願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりいたします。はじめに、申請番号53番、及び8番について、事前審査委員より継続審議、と報告がありました。次に、申請番号1番、及び3番から7番について、事前審査委員より許可、と報告がありました。よって、はじめに、申請番号53番及び8番、次に、申請番号1番及び3番から7番を別々に審議することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。採決にはいります。はじめに、申請番号53番、及び8番を事前審査委員の報告のとおり継続審議、とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」申請番号53番及び8番を事前審査委員の報告のとおり継続審議、と決定しました。担当農業委員は引き続き調査をお願いいたします。

議長

次に、申請番号1番及び3番から7番を、事前審査委員の報告のとおり許可、とすることに、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」申請番号1番及び3番から7番を、事前審査委員の報告のとおり許可、と決定しました。

議長

次に、日程2、議案第2号「農地法第4条(知事)」を議題といたします。申請番号1番、2番について事務局より説明を求めます。

事務局

議案書4頁をご覧ください。議案第2号「農地法第4条（知事）」について許可申請が2件ありましたので、審議を求めます。

はじめに、申請番号1番。詳細は議案書のとおり。申請理由は住宅敷地の拡張です。申請地の隣地にある現在の住居が老朽化し、建替えの必要が生じたため、隣接する非農地361.27㎡と併せて、自己用住宅を建築するものです。案内図は17頁、詳細図は18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障無い旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置は土留めを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、水路に放流する計画です。資金計画については金融機関からの融資で、金融機関発行の住宅ローン事前審査結果が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号2番。詳細は議案書のとおり。転用計画は駐車場の設置です。現在の居住地に駐車場がないため、近隣の店舗兼工場の駐車場を利用していましたが、日常生活の利便性と安全性を考え、自宅隣地に駐車場の設置を計画したものです。新たに設置する駐車場には自家用車1台、来客用1台の計2台を駐車する計画です。案内図は19頁、詳細図は20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地ではないことを確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障無い旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は砂利敷きのため、敷地内浸透処理です。資金計画については、融資者からの融資で、融資者発行の融資証明書と金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長

次に、申請番号1番について、担当地区の石井茂推進委員より意見を求めます。

推進委員

第3地区推進委員の石井です。申請番号1番について報告します。令和8年1月8日に水口農業委員、岡田農業委員、横川推進委員及び私の4名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、申請地には問題ありませんでしたが、申請人保有農地には雑木が生えており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できませんでした。以上のことから問題あり、と意見を述べ、報告いたします。

議長	次に、申請番号2番について、担当地区の大塚一男推進委員より意見を求めます。
推進委員	第2地区推進委員の大塚一男です。申請番号2番について報告します。令和8年1月9日に川鍋農業委員、加藤農業委員、小川推進委員及び私の4名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号9番水口健二委員より申請番号1番、2番の事前審査の報告を求めます。
委員	<p>議席番号9番水口健二です。申請番号1番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地は問題が無かったものの、保有農地の一部に雑木が生え、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていない、との報告を受けました。事前審査における現地調査を実施したところ、申請地は問題が無かったものの、推進委員の報告のとおり、保有農地に雑木が生えておりました。事務局が申請代理人に確認したところ「譲受人は、その農地を保有しているという認識が無かった。事務局の話聞き、改善を検討してるが、今すぐに改善することは難しい」とのことでした。申請地そのものに問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われませんが、保有農地の改善については、この総会審議までに間に合いませんでした。以上のことから、埼玉県審査にあたっては、保有農地の利用状況についてきちんと確認することを条件とし、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。</p> <p>次に、申請番号2番について報告します。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。事前審査における申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われませんが、保有農地の改善については、この総会審議までに間に合いませんでした。以上のことから、埼玉県審査にあたっては、保有農地の利用状況についてきちんと確認することを条件とし、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。</p>
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

委員	はい、議長。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	議席番号10番の岡田實です。申請番号1番についてですが、私も事前審査委員として現地調査を行いました。申請番号1番については問題のあった保有農地については、申請人は保有している、という意識が無かった、ということです。今後も第3条及び第4条許可申請の案件については、保有農地もしっかり確認していく必要がある、と改めて認識したところです。今回の案件は事前審査委員4人の合議により条件付き許可、と判断したところですが、農業委員会の判断としても条件をつけて県に進達すべきかと考えています。
議長	岡田委員、事前審査委員として補足の報告、ということによろしいですか。
委員	はい、そのとおりです。
議長	他に発言のある方は挙手願います。  (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりいたします。事前審査委員より、申請番号1番について許可相当とし、ただし条件を付す必要がある、と報告がありました。よって、はじめに申請番号1番、次に2番を別々に審議することに異議ございませんか。  (なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号1番を許可相当とし、ただし事前審査委員の報告のとおり、条件を付することに賛成の委員の起立を求めます。  (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第2号「農地法第4条(知事)」申請番号1番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とし、ただし条件を付して県知事に送付いたします。
議長	次に、申請番号2番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、とすること

に賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第2号「農地法第4条(知事)」申請番号2番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、と意見を付して県知事に送付いたします。

議長

次に、日程3、議案第3号「農地法第5条(知事)」を議題といたします。申請番号1番から8番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案書5頁をご覧ください。議案第3号「農地法第5条(知事)」について許可申請が8件ありましたので、審議を求めます。

はじめに、議案書5頁、申請番号1番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は給排水設備業を営んでおり、転用計画は店舗の設置です。現在、申請地近隣に資材を置き、事業を営んでいますが、手狭なこと、これまでの工事、修理業務に加え、店舗販売業務を計画したことから、新たに転用申請したものです。なお、今までの事業所は返還する予定です。案内図は21頁、詳細図は22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、水路に放流する計画で、該当する土地改良区発行の事前協議書及び近隣農家代表の同意書が添付されています。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号2番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。この案件は、2025年第10回総会、議案第2号、農地法第5条、申請番号53番で審議いただき、不許可相当と意見を付けた案件です。その後、申請人から令和7年11月26日に「区画の面積に変更が生じた」との理由で取下げ願いが提出され、県は同年12月12日付けで受理したことから、計画面積を縮小して再申請があったものです。申請法人は中古車販売業を営んでおり、転用計画は資材置場の設置です。現在、申請地近隣に資材置き場を賃借し、中古車等を置いていますが、事業拡大に伴い、新たな設置場所が必要になったため、転用申請したものです。新設する資材置き場には中古車37台を置く計画です。なお、今まで使用していた資材置場は転用許可後、返還する計画で

す。案内図は23頁、詳細図は24頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。転用申請にかかる理由書に手書き追記した部分があるほか、申請地ではない農地が記載されているため、現在代理人に再提出を求めているところです。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されていますが、申請地ではない農地が記載されているため、現在代理人に再提出を求めているところです。また、申請法人の所在や目的を確認するための履歴事項全部証明書が発行から3か月を経過しているため、現在代理人に再提出を求めているところです。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、砂利敷きのため、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、預金通帳の写しが添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書6頁、申請番号3番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は25頁、詳細図は26頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。該当する土地改良区はありません。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については、金融機関からの融資で、金融機関発行の住宅ローン事前審査結果の写しが添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号4番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請者は個人事業として建設業を営んでおり、転用計画は資材置場の設置です。現在、千葉県野田市に資材置き場を借用し、スチール足場材を置いています。利便のよい場所に設置を計画したものです。新設する資材置き場にはスチール足場の他、来客者用駐車場1台を置く計画です。なお、今までの資材置場は引き続き使用する、とのこと。案内図は27頁、詳細図は28頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロック及び鋼板が設置されています。雨水は、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号5番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画

は、農地改良工事で、耕作者がおらず、困っていた農地を、農業法人が借り入れて畑として利用するため、盛り土を行う計画です。工事内容は、現在の表土を耕作土として使用するため建設根伐発生土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土Cの方法で行うとのことです。案内図は29頁、詳細図は30頁から33頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。農地改良後は麦を作付ける計画です。工事期間は許可日から9か月間です。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構、一般社団法人埼玉県農業会議に意見を求めます。

次に、議案書7頁、申請番号6番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。

申請法人は、足場工事及び足場レンタル業を営んでおり、転用計画は資材置場の設置です。現在、市内近隣に資材置場を借用し、社用車8台の外、足場材を置いています。工事等の受注が増え手狭になっていることから、新たに資材置場の設置を計画したものです。新設する資材置き場には足場パイプ、足場板を置く計画です。なお、今までの資材置場は引き続き使用する、とのことです。案内図は35頁、詳細図は36頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置として土留めブロック及び鋼板を設置します。雨水は砂利敷きのため敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に申請番号7番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。隣接する非農地236.74㎡と併せて自己用住宅を建築する計画です。案内図は37頁、詳細図は38頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。該当する土地改良区はありません。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については金融機関からの融資で、金融機関発行の住宅ローン事前審査結果の写しが添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に申請番号8番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請法人は小売業を営んでおり、転用計画は店舗の設置です。当該申請地に面する道路は通行車両が多いものの、申請地沿道に道路利用者の休憩所や飲食物購入施設が少ないことから、道路利用者の利便性向上と地域の生活環境改善のため、申請に至ったものです。申請地には、店舗のほか、一般車両用24台、大型車両用1台、及び障がい者車両用1台の計26台分の駐車場を設置する計画です。案内図は39頁、詳細図は40頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。農地転用については該当する土地改良区発行の支障無い旨の意見書が添付されています。接続道路は南側及び西側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は貯留槽に集水後、既設道路側溝に放流する計画です。生活排水は下水本管に区域外放流する計画で、市の制限行為許可書が添付されています。資金計画については、自己資金で金融機関の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長

次に、申請番号5番について、担当地区の関根栄推進委員より意見を求めます。

推進委員

第2地区推進委員の関根栄です。申請番号5番について報告いたします。令和8年1月9日に、市川農業委員会会長、石川農業委員、及び私の3名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施しました。その結果、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号9番水口健二委員より申請番号1番から3番の事前審査の報告を求めます。

委員

議席番号9番水口健二です。はじめに、申請番号1番、3番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。事前審査における申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われまます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号2番について事前審査の報告をします。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われまます。しかしながら事務局の説明にもありまましたとおり、

- ・転用申請にかかる理由書に手書き追加の部分があるほか申請地ではない農地が記載されている。
- ・土地改良区の支障無い旨の意見書に申請地ではない農地が記載されている。
- ・申請法人の所在や目的を確認するための履歴事項全部証明書が発行から3か月以上経過しているなど、申請に必要な書類に多くの不備がある。

これらのことについて、代理人に対し、事務局が何度も提出や修正を求めましたが、いずれも提出がありませんでした。このように、農地法施行規則第30条及び第31条で定められた法定添付書類、及び埼玉県農地調整関係事務処理要領に定められた書類に不備が多くあることから、審査を行うことは大変困難であると考えております。以上のことから、事前審査委員4人の合議により不許可相当、とすることと決しました。

議長

次に、議席番号10番 岡田実委員より申請番号4番から8番の事前審査の報告を求めます。

委員

議席番号10番岡田実です。はじめに、申請番号4番、及び6番から8番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。事前審査における申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号5番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。

議長

この際、暫時休憩いたします。

(休憩)

議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりいたします。事前審査委員

より、申請番号2番について不許可相当、と報告がありました。よって、はじめに申請番号2番、次に申請番号1番、及び3番から8番を別々に審議することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。採決にはいります。はじめに、申請番号2番を事前審査委員の報告のとおり不許可相当、とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第3号「農地法第5条(知事)」申請番号2番を事前審査委員の報告のとおり不許可相当、と意見を付して県知事に送付いたします。

議長

次に、申請番号1番、及び3番から8番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第3号「農地法第5条(知事)」申請番号1番、及び3番から8番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、と意見を付して県知事に送付いたします。また、申請番号5番については、農地法第5条第3項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構、一般社団法人埼玉県農業会議の意見を付した上で県知事に送付いたします。

議長

次に、日程4、議案第4号、「生産緑地法従事者証明」を議題といたします。申請番号1番について事務局より説明を求めます。

事務局

議案書の9頁をご覧ください。議案第4号「生産緑地法従事者証明」について証明願が1件ありましたので、審議を求めます。この「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書」とは、生産緑地地区で主に農業を営む者が死亡、または一定の故障が生じたことにより、農業の継続が困難になった場合に、申請者が市に生産緑地の買い取りを申し出をする際に必要な証明書で、死亡、または故障した者が農業に従事していたことを証明するものです。

はじめに、議案書9頁、申請番号1番、詳細は議案書のとおり。案内図は41頁、及びスクリーンをご覧ください。申請理由は対象者がこれまで農業

	<p>を営んでおりましたが、令和7年1月11日に死亡したことにより、申請人が、農業を続けられないため、この度の申請に至ったものです。</p>
議長	<p>次に、申請番号1番について、担当地区の大塚一男推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>第2地区推進委員の大塚一男です。申請番号1番について報告します。令和8年1月9日に川鍋農業委員、加藤農業委員、小川推進委員及び私の4名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。</p>
議長	<p>次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号10番岡田實委員より申請番号1番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>議席番号10番岡田實です。申請番号1番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題は無く農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により証明する、ことと決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号1番を、事前審査委員の報告のとおり証明することに、賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第4号「生産緑地法従事者証明」申請番号1番を、事前審査委員の報告のとおり証明することと決定しました。</p>
議長	<p>次に、日程5、議案第5号「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書10頁をご覧ください。議案第5号「農用地利用集積等促進計画</p>

(案)に関する意見について」ご説明いたします。春日部市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画の案について意見を求められたので、審議を求めるものです。12月25日に農業委員に説明し、1月9日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書11頁のとおり春日部市長あて回答してよいか、ご審議お願いいたします。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第5号、「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第5号「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」を原案のとおり決定し、春日部市長に報告いたします。

議長

次に、日程6、議案第6号「地域計画(変更案)に関する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案書18頁をご覧ください。議案第6号「地域計画(変更案)について」ご説明いたします。これは、春日部市長より農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により別冊のとおり地域計画(変更案)について意見を求められたので、審議を求めるものです。次に、議案書別冊の1をご覧ください。春日部市長から「幸松地域」「内牧地域」「武里・豊春東地域」及び「桜井・宝珠花地域」の4つの地域計画(変更案)について意見を求められたものです。詳細につきましては、本日議事参加者の浜村農業振興課長が説明させていただきます。説明のあとに質疑をお受けしますので、ご審議のほどお願いします。

議長

続いて、議事参加の浜村農業振興課長より説明を求めます。

議事参加

農業振興課長の浜村です。地域計画(変更案)について説明させていただきます。今日お示ししている地域計画(変更案)は、農業委員、推進委員の皆様のご協力もいただき、各地域で10月から12月にかけて協議の場でご意見いただいたものでございます。今日お示ししている4つの地域につきま

しては協議が整いましたので、本日ご意見をいただくものでございます。地域計画は市内9か所を設定しておりますので、残る5つの地域につきましては協議が整い次第、総会でご意見いただきたいと考えております。慎重審議をよろしくお願いいたします。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第6号「地域計画(変更案)に関する意見について」を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第6号「地域計画(変更案)に関する意見について」を原案のとおり決定し、春日部市長に報告いたします。

議長

次に、日程7、議案第7号「生産緑地地区の取得斡旋について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案書の21頁をご覧ください。議案第7号「生産緑地地区の取得斡旋について」斡旋依頼が1件ありましたので、審議を求めます。生産緑地法第13条の規定に基づき、春日部市が買い取らないことが決定した生産緑地については、農業者への斡旋を行うにあたり、生産緑地法第17条の2の規定に基づき、依頼があったものです。この斡旋により、生産緑地を取得するためには、農地法第3条許可の手続きが必要です。また取得後は農地として管理することが義務付けられています。この件については、春日部市長より令和7年12月22日付けにて、当該生産緑地の取得斡旋の依頼があったので、農業委員に斡旋の依頼をしましたが、申出はありませんでした。よって、議案書22頁のとおり「買取希望の申出者はありませんでした」と回答してよいか、ご審議をお願いいたします。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第7号「生産緑地地区の取得斡旋について」を原案のとおり決定することに、賛成の委

員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第7号「生産緑地地区の取得斡旋について」原案のとおり決定し、春日部市長に回答いたします。

議長 次に、日程8議案第8号、「生産緑地地区の取得斡旋について」を議題いたします。事務局より説明を求めます。

事務局 議案書の25頁をご覧ください。議案第8号「生産緑地地区の取得斡旋について」斡旋依頼が1件ありましたので、審議を求めます。生産緑地法第13条の規定に基づき、春日部市が買い取らないことが決定した生産緑地については、農業者への斡旋を行うにあたり、生産緑地法第17条の2の規定に基づき、依頼があったものです。この斡旋により、生産緑地を取得するためには、農地法第3条許可の手続きが必要です。また取得後は農地として管理することが義務付けられています。この件については、春日部市長より令和7年12月22日付けにて、当該生産緑地の取得斡旋の依頼があったので、農業委員に斡旋の依頼をしましたが、申出はありませんでした。よって、議案書26頁のとおり「買取希望の申出者はありませんでした」と回答してよいか、ご審議をお願いいたします。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第8号「生産緑地地区の取得斡旋について」を原案のとおり決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第8号、「生産緑地地区の取得斡旋について」原案のとおり決定し、春日部市長に回答いたします。

議長 次に、日程9、議案第9号、「生産緑地地区の取得斡旋について」を議題いたします。事務局より説明を求めます。

事務局	<p>議案書の30頁をご覧ください。議案第9号「生産緑地地区の取得斡旋について」斡旋依頼が1件ありましたので、審議を求めます。生産緑地法第13条の規定に基づき、春日部市が買い取らないことが決定した生産緑地については、農業者への斡旋を行うにあたり、生産緑地法第17条の2の規定に基づき、依頼があったものです。この斡旋により、生産緑地を取得するためには、農地法第3条許可の手続きが必要です。また取得後は農地として管理することが義務付けられています。この件については、春日部市長より令和7年12月22日付けにて、当該生産緑地の取得斡旋の依頼があったので、農業委員に斡旋の依頼をしましたが、申出はありませんでした。よって、議案書31頁のとおり「買取希望の申出者はありませんでした」と回答してよいか、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
事務局	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第9号「生産緑地地区の取得斡旋について」を原案のとおり決定することに、賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第9号「生産緑地地区の取得斡旋について」原案のとおり決定し、春日部市長に回答いたします。</p> <p>次に</p> <p>日程10 報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」  日程11 報告第2号「農地法第4条（届出）」  日程12 報告第3号「農地法第5条（届出）」  日程13 報告第4号「農地法第18条（通知）」  日程14 報告第5号「違反転用事案報告について」</p> <p>につきましては、議案書の34頁から40頁にお示しのとおりです。</p>
議長	<p>ここで、報告第5号について、事務局より発言を求められておりますので、これを許します。</p>
事務局	<p>議案書39ページをご覧ください。報告第5号「違反転用事案報告について」の対応状況について報告させていただきます。先の第12回総会でご報告申し上げたとおり、現在事務局では違反転用事案について継続して調査及び是</p>

正指導を行っているところですが、地権者と現況の状態が確認できている10件について、12月19日金曜日に指導文書を発送いたしました。そのうち、2件について所有者から反応がありましたので、この2件については引き続き事務局より是正指導を行っていく予定でございます。1件は時効取得により所有権移転していたもの、もう1件は貸し人に改善を求めていく予定でございます。

次に、所有者の死亡等のため、法務局等でしかるべき調査を行い、相続人が明らかになったものが8件ありましたので、1月23日金曜日に指導通知を発送しております。

次に、残る26件の事案については、現地の再確認が必要なもの、また現地調査の結果、状況が違反報告時と変化しているものでございましたので、地権者に聴き取りを行うなど、しかるべき調査の上、速やかに地権者に対して是正指導を行ってまいります。今後も経過につきましては報告させていただきます。

議長

このことについて、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

無いようですので、次に移ります。

議長

次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。

議長

次に、その他でございますが、何かありますか。

議長

次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。

議長

本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2026年第1回総会を閉会いたします。

閉会（午後4時24分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和8年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 \_\_\_\_\_ 会 長 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_ 5 番 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_ 6 番 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_ 7 番 \_\_\_\_\_